



info! ながさき

Information of Nagasaki Prefectural Education Center

発行日 平成30年8月28日(火)

特集

- ◇ 学校における著作権
- ◇ 教員は学校で育つ



学び続ける・学び合う教職員

先日、引越しのたびに、開けることもなく持ち越してきました数個のダンボールをいよいよ整理しどきかと開けてみた。雑多な書籍に混じって、昭和62年3月教育センター発行の「長崎県教育研究」の冊子が出てきた。この「info! ながさき」の前身「教育ながさき」のさらに前の月刊誌である。実践報告や研究論文のページではなく、その号に組まれていた「わたしの恩師」という特集に、当時宇久高校に赴任して2年目の私は、中学1年生のときの担任の先生のことと初めて担任をした当時の思いを綴っていた。図らずも、取り散らかした部屋で、担任だったT先生、中学生の自分、そして、教職について2年目の自分に同時に再会するような気持ちであった。

かつて教室で教えを受けた恩師は、教職における偉大な師でもあった。心のふれあいを大切にされたT先生。級友達も一人ひとりが確かにそう感じていたと思う。自分もそんな先生のようになりたいと悪戦苦闘を続けていた。また、すぐ身近には教えを請うことのできる多くの先輩たちがいて、見守られ、導か

長崎県教育センター研修部長 山崎 由美
れていた。

子どもたちのためにお互いに切磋琢磨し、支え合い助け合う姿勢はいつの時代も変わらない教職員の姿であろう。ただ、現在、様々な教育課題が多様化、複雑化し、教育改革は絶え間なく押し寄せている。また、教職員の構成バランスにおいて、ベテランが減少し、若手が多くなっている。私たちは、以前にも増して、組織的に協働し高め合っていくことが求められる。

この夏、新学習指導要領の実施に向けて、説明会に参加された小中学校の先生方も多いことだろう。高校については、この秋に開催される。高大接続改革も待ったなしである。教育センターでも新学習指導要領を見据えた講座やリーフレットを準備し、アクティブな研修を通して、みんなの実践を応援しようと毎回入念な準備をして臨んでいる。ともに学び続ける、学び合う教職員として力を合わせていきましょう。



早期からの気付きを促し支援につなげる「見守りシート」の活用

「見守りシート」とは・・・

目的

学校と家庭が連携し、子ども一人一人の「心と身体の成長」を継続して見守り、早い段階からの適切な支援につなげる

対象

小学1年生～中学3年生まで

実施方法

各発達段階に見られる発達の特徴や目安を示した質問項目について、保護者が回答し、必要に応じて学校と保護者が面談等を実施



① 家庭で記入



これはできているね

これは前から少し気になってたよ

☆保護者は、家庭での様子をもとに記入することで、子どもの発達の状況を見つめ直すことができる

② 学校で確認



学校でも困っているのかもしれない

☆学校は、保護者の子どもの状態の捉え方や家庭生活での気付きを把握できる

③ 連携・支援



家庭でも●●をやってみます

学校では○○に取り組みます

☆学校と保護者が、子どもの育ちの課題を共有し、適切な支援を行うことができる

見守りシートの様式と小学校での活用例を、Webページ
<http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/>でご覧いただけます

学校における著作権

ある日、学校に高額請求が・・・。

原因是、学校のホームページに載せていた学校だよりの中のイラスト。「フリー」のキーワードでインターネット検索して利用したイラストだったのでてっきり著作権フリーと思っていたのですが、そうではなかったことが原因でした。このようなトラブルにあわないためにも、今回は学校における著作権について考えてみましょう。

著作権

著作物を創作した人が持つ権利。著作権の発生には、申請や登録等の手続きは不要（無方式主義）。

著作権は、著作権法（1971年施行）で保護されています。

著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。

著作者が持つ権利

著作者は、財産的な利益を保護する「著作権」と人格的な利益を保護する「著作者人格権」を持っていきます。この2つの権利は、それぞれ次の権利で構成されています。

著作権

複製権 上映権 公衆送信権 上映・演奏権 公の伝達権 口述権
展示権 譲渡権 翻案権 頒布権 貸与権 二次的著作物の利用権

著作者人格権

公表権 同一性保持権
氏名表示権

解説

複製→複写・録画・ダウンロード等 公衆送信→放送やインターネットへのアップ等 公の伝達→インターネットの動画を受信して見せる行為等 口述→朗読等 頒布→映画の著作物のコピーの販売や貸与等
二次的著作物→既存の著作物を翻訳、映画化等して新たにできた著作物 同一性保持→自分の著作物を勝手に改変されないこと 氏名表示→公表時に著作者名を表示するかどうか、また実名か変名（ペンネーム等）か



著作権の保護期間

○ 著作権の保護期間は原則として、創作した時点から著作者の死後50年まで。

※ 50年の起算は、死亡した年の翌日の1月1日から。

○ 映画の著作権は、公表後70年。

権利制限規定

著作物を利用するには、原則として、著作権者からの許諾が必要ですが、著作権者の許諾を得ずに利用できる場合があります。著作権が及ばない特定の範囲を定めたものを権利制限規定といいます。

著作権者に無断で利用できる場合（著作権法における教育現場に関する権利制限規定）

- ① 教育機関における複製（第35条第1項）
- ② 営利を目的としない上映等（第38条）
- ③ 引用（第32条）

①教育機関における複製（第35条第1項）

「教員及び児童・生徒が授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する」場合等に次の条件に該当すれば、著作者に無断で利用できます。

無断で利用できる条件

- 営利を目的としない教育機関である。
- 授業を担当する教師が児童・生徒がコピーしている。
- コピーは授業で必要な限度内で行っている。
- 著作権者の利益を不当に害していない。

②営利を目的としない上映等（第38条）

「文化祭、部活動等で他人の作品を上映・演奏・上映・口述（朗読等）する」場合等に次の条件に該当すれば、著作者に無断で利用できます。

無断で利用できる条件

- 上演・演奏・上映・口述のいずれかに当たる。
- 営利を目的としていない。
- 鑑賞のための料金等をとっていない。
- 演（奏）者に報酬を払っていない。

学校における著作権

③引用（第32条）

「授業の教材やレポートに他人の作品を引用して利用する」場合等に次の条件に該当すれば、著作者に無断で利用できます。

無断で利用できる条件

- 引用の必然性がある。
- 正当な利用の範囲内である。
- 引用部分をカギ括弧等で自分の考えと明確に区別している。

権利制限規定に当てはまる全ての場合において、「既に公表された著作物であること」、「原則として出所の明示をすること」が必要となります。また、公表されていないものを勝手に公表することはできません（公表権）。

誰の著作物を利用しているのかを明らかにすることを、「出所の明示」といい、著作物の題名、著作者名、出版者名等を明示します。



①～③の他にも、教育現場に関する権利制限規定として「教育機関での同時授業（遠隔授業）における送信」（第35条第2項）や「試験問題としての複製や送信」（第36条）があります。

著作権に関するクイズ

次の①～⑩は著作者に無断で行ってもよいでしょうか？ ○か×かを考えましょう。

- ① 教育番組を録画して授業で児童・生徒に見せる。
- ② 市販の問題集をコピーして児童・生徒に配る。
- ③ インターネットからダウンロードしたフリー素材でないイラストを学級通信に載せて配る。
- ④ 運動会で応援旗に人気キャラクターを描く。
- ⑤ 自分で購入したソフトウェアをパソコン室のパソコンにインストールして利用する。
- ⑥ 研究紀要に新聞記事のコピーの一部を載せる。
- ⑦ 校内放送で人気ロックバンドのCDを流す。
- ⑧ 学校のホームページに過去の入学試験問題（問題には他人の著作物を含む）を公開する。
- ⑨ 録画した学校の授業を、授業で使った教材等とともに遠隔地の学校の教室に配信して児童・生徒に見せる。
- ⑩ 研究論文に参考資料として使用している教科書を2ページ分そのまま載せる。

参考文献（著作権に関するお役立ちサイト）

・CRIC 公益社団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/index.html>

※著作権に関して電話相談ができる「著作権テレホンガイド」の案内がサイト内にあります。

・文化庁 >政策について>著作権 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>

・JASRAC 一般社団法人日本音楽著作権協会 <http://www.jasrac.or.jp/index.html>

著作権に関するクイズの答え

①○（録画→第35条第1項 授業で見せる→第38条が適用） ②×（著作権者の利益を不当に害するので第35条第1項は適用されない） ③×（学級通信は授業にあたらないので第35条第1項は適用されない） ④○（学校行事も授業とみなすので第35条第1項が適用） ⑤×（著作権者の利益を不当に害するので第35条第1項は適用されない） ⑥○（引用の条件を満たせば第32条が適用） ⑦○（第38条が適用） ⑧×（他人の著作物を入学試験問題に利用するのは第36条により認められるが、ホームページで公開することは公衆送信に当たるので×） ⑨×（同時中継ではないので第35条第2項は適用されない） ⑩×（引用の範囲を超えてるので第32条は適用されない）

著作権について迷った時は「著作権者に許可をとる」「関係機関に相談する」ことが大切！



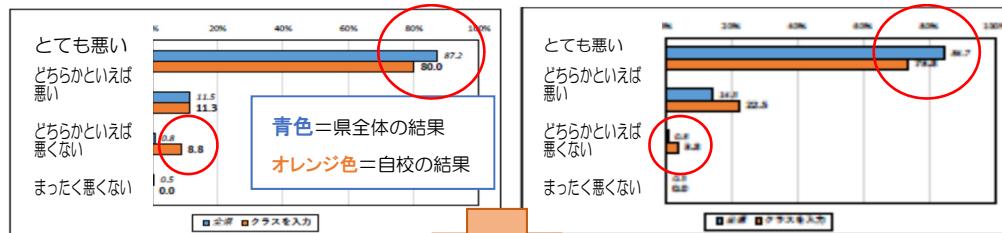
シリーズ「平成29年度長崎県児童生徒の社会性・規範意識に関する調査研究」②

「長崎県の子どもたちの いま、そして これから」(パンフレット)

今回はシリーズ①で紹介しましたデータの結果を話し合いの場で活用する例を紹介します。4月に配布しましたパンフレット(p7)と合わせて御覧ください。

自校でアンケート実施後、結果を入力すると、県と比較したグラフができ、自校の実態が見えます。

【例】問19-(12) 「ごみの路上放置について」 (11) 「他人の傘の無断使用について」



県との比較から、「法的規制のない行為」に対しては、県全体の数値より低い結果となっています。今回はここに注目してみます。

自校の実態(結果グラフ)をもとに、様々な場面で話し合うことができます。

<職員室や校内研修で>

このような判断の傾向は、これに限らず、他もあるかも。子どもの内面を育てないといけないね。



この結果を基に道徳科の授業で話をしたり、道徳教育の計画を見直したりする必要があるな。

<学年PTAや地区懇談会等で>

まずは、私たち大人が手本となるよう意識していこう。ルールやマナーを大事にする大人の姿を見せたいな。



自分の気持ちを伝えることや相手の気持ちを考えることを経験させたいね。

児童生徒への指導に活かす

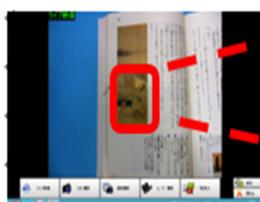
- ・日頃の声かけ
- ・掃除の時間の指導
- ・学級会の話し合い
- ・学校・部会広報誌
- ・学級通信等



校内におけるICT活用推進について

昨年度から県立高等学校では全普通教室に電子黒板、県立特別支援学校ではタブレットパソコンが順次整備され、学力向上のためのICTを活用した質の高い授業の実現を目指しています。教育センターの研修で、以下のような機器の活用方法などを学び授業力アップを図っていきましょう。

実物投影機と電子黒板を使って教材を拡大提示
⇒課題を瞬時に共有（焦点化）
多様な視点・気づきにつながる



アメリカ独立革命

- 1 イギリスの植民地政策
 - (1) 13植民地の形成
 - A. 1607年1月 植民地形成(1番目)
 - 1732年2月 植民地形成(13番目)
 - イ. 当時の植民地：自治的な政治体制（タウンミーティング）が発展

ギリスの植民地政策

- . イギリス本国の重商主義政策
 - 3
 - 戦争後さらに強化

教材の電子化や、画像・地図の活用

⇒わかりやすい説明で
発問・指示の明確化
興味・関心を高める



スマートフォンを活用した顕微鏡観察や試料撮影、スロー撮影等の活用
⇒身近な現象の可視化
思考・理解の深化へつながる



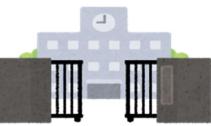
タブレットパソコンの活用
⇒自発的活動を促し
くり返し学習が可能
知識の定着が図られる



教員は学校で育つ

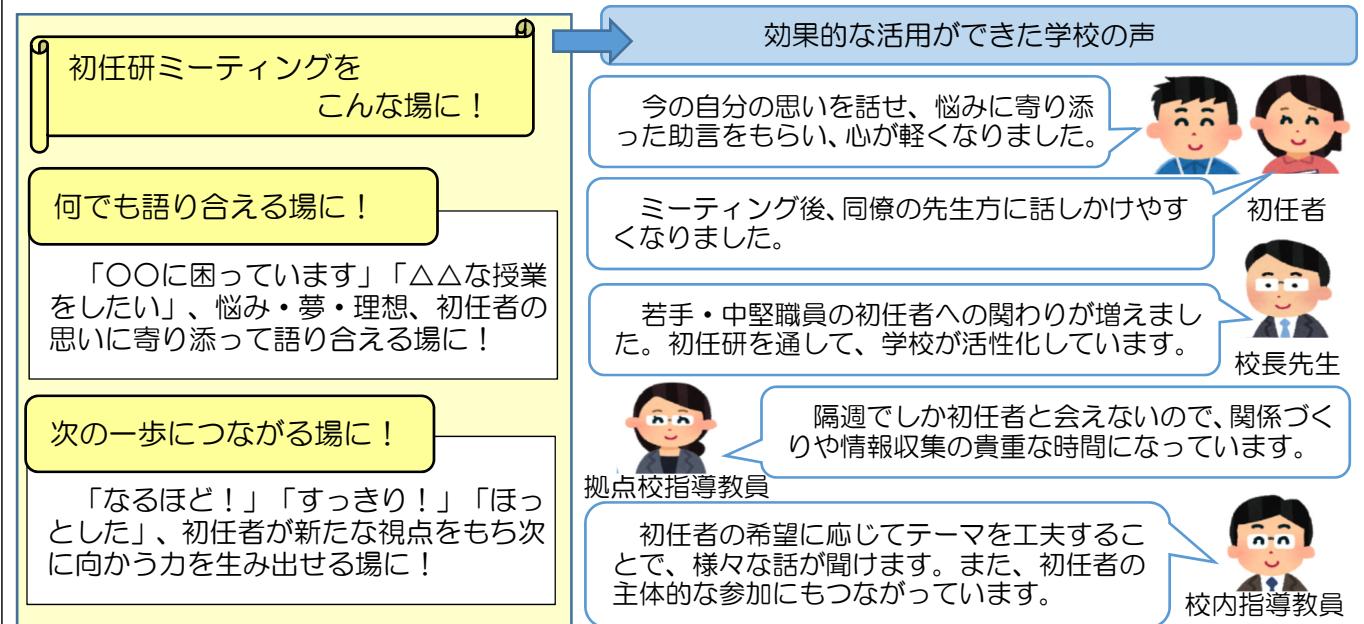
「長崎県の教育に大きな波が来た。それは初任者であり希望の波である。」（H30初任研Ⅰ閉講挨拶）」
近年のベテラン層の退職に伴い、年々、初任者数が増加しています。平成26年度約20%であった初任者勤務校の割合も平成30年度は50%を超え、多くの学校で初任者研修や若手研修が行われています。

このような世代交代の中で、指導技術だけでなく心の伝承を行うためには同僚性が鍵となります。同僚性の構築を行うべく経年研修に新設された二つの研修を紹介します。これまでに行われてきた「教員は学校で育つ」を具体化した取組です。



1 初任研ミーティング

★初任研ミーティングとは・・・初任者、拠点校指導教員（小・中・特支）、校内指導教員等が初任者の悩みなど、様々なテーマにそって協議する時間。月1回程度実施

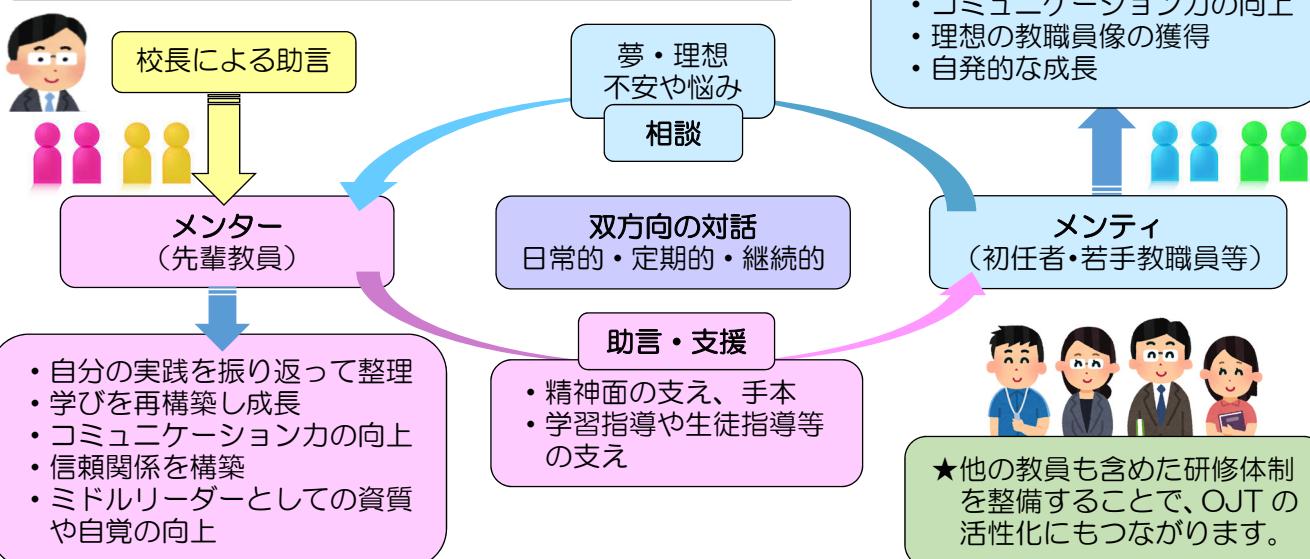


2 メンター研修

★メンター研修とは・・・

先輩教員がメンターとしてメンティ（後輩）に日常的・定期的に継続的に関わり、自発的な成長を促しながら、ミドルリーダーとしての資質や自覚を高めていくものです。

- 授業力や指導力等の向上
- 課題解決
- 不安や悩みの解消
- コミュニケーション力の向上
- 理想の教職員像の獲得
- 自発的な成長



平成30年度 長崎県教育センター 研修講座一覧（11月～2月分）

期	期日	講座番号	研修講座名			定員						申込締切	
			講座タイトル	サブタイトル	幼	小	中	高	特	行	計	義務	県立
4期	11月2日（金）	セ90	小・中学校ICT活用研修講座②	電子黒板・実物投影機・タブレットPC等の基本操作と活用法	7	7		4		18		9月14日（金）	9月21日（金）
	11月5日（月） -11月6日（火）	セ91	管理職のためのマネジメント研修講座		66	31	27	4		128			
	11月6日（火） -11月7日（水）	セ92	自立活動の指導研修講座	各障害種の事例を通して具体的な指導内容の設定の仕方を考えよう	15	10	5	20		50			
	11月7日（水）	セ93	ICT教育推進 地区別研修会 (対馬会場)	実態を踏まえたICT機器の活用	20	5				25			
	11月8日（木） -11月9日（金）	セ94	小学校算数科「学習指導要領改訂を踏まえた授業づくり」研修講座	算数科で身に付けるべき資質・能力を育成する学習過程とは?みんなで構想!悩み解決!	20			6		26			
	11月8日（木） -11月9日（金）	セ95	いじめの予防と対応研修講座	講義・演習「いじめを生まない学級・学校づくり」	4	11	13	8	4		40		
	11月12日（月）	セ96	公立小・中学校校長3年目研修講座		45	23				68			
	11月13日（火）	セ97	思考力・判断力・表現力を育む教科指導研修講座＜継続-後期＞	思考を促す問い合わせる			60	4		64			
	11月13日（火） -11月14日（水）	セ98	県立特別支援学校若手教職員研修 (3年目研修)		17	5	2	32		56			
	11月15日（木） -11月16日（金）	セ99	公立小学校・中学校・高等学校若手教職員研修（5年目研修）		46	32	41	3	○	140			
	11月19日（月）	セ100	自立活動の指導リーダー研修講座 <継続-後期>						27		27		
	11月26日（月）	セ101	中学校音楽科・高校芸術科（音楽）授業力アップ研修講座	生徒の主体性・創造性を育む「歌唱」の授業づくり	3	15	15	7		40			
	11月26日（月） -11月27日（火）	セ102	中学校・高校教科指導（英語）研修講座	中・高を通してコミュニケーション能力を高めるタスク活動の活用		10	10	4		24			
	11月28日（水）	セ103	高校産業教育研修講座	グローバル化社会の展望と産業教育の在り方			25			25			
	11月30日（金）	セ104	公立学校教職経験15年経過教員研修<継続-後期>		76	59	62	28		225			
	12月3日（月）	セ105	校務ICT化のためのExcel基礎研修講座②	表作成の基本操作とよく使う簡単な関数の利用	7	7	7	4		25		10月17日（水）	10月24日（水）
	12月18日（火）	セ106	教育リーダー育成研修講座 <継続-後期>	実践で高める学校組織マネジメント力			12	4		16			
	12月26日（水）	セ107	情報モラル教育研修講座	学校における著作権・情報セキュリティ及びSNSの理解と対応	7	7	7	4	○	25			
	12月26日（水）	セ108	小学校音楽科授業力アップ研修講座	誰にでもできる！楽しい「歌唱」の授業	30	3		5		38			

長崎県教育センターはアクティブな研修を通して、みなさんの実践を応援します！



長崎県教育センター

〒856-0834
長崎県大村市玖島1丁目24-2

学校支援 教員応援

総務課

電話 0957(53)1131
FAX 0957(54)0578

企画課

電話 0957(53)1186
FAX 0957(53)1190

教科・経営研修課

義務教育研修班
電話 0957(53)1132
FAX 0957(54)6496
高校教育研修班
電話 0957(54)6341
FAX 0957(54)6496

教育支援研修課

特別支援教育研修班
電話 0957(53)1130
FAX 0957(52)9242
教育相談班
電話 0957(52)9241
FAX 0957(52)9242

期	期日	講座番号	研修講座名		定員							申込締切	
			講座タイトル	サブタイトル	幼	小	中	高	特	行	計	義務	県立
5期	1月11日（金）	セ109	事務職員のためのExcel研修講座	VLOOKUPやIFなどの便利な関数を使いこなそう		5	5	5	5	○	25	11月15日（木）	11月22日（木）
	1月16日（水）-1月17日（木）	セ110	小学校外国語教育研修講座Ⅱ（スキルアップコース）	やればできる！コミュニケーション活動が充実する「外国語科」授業づくりのポイント		30	10		10		50		
	1月21日（月）-1月22日（火）	セ111	県立特別支援学校初任者研修Ⅳ						56		56		
	1月21日（月）-1月23日（水）	セ112	県立高等学校初任者研修Ⅳ					50			50		
	1月24日（木）-1月25日（金）	セ113	公立小学校初任者研修Ⅲ			160					160		
	1月29日（火）	セ114	小学校プログラミング教育研修講座②	プログラミング学習ソフトの体験と授業における活用例		21			4		25		
	1月31日（木）-2月1日（金）	セ115	公立中学校初任者研修Ⅲ			50					50		
	2月6日（水）-2月7日（木）	セ116	公立小・中学校「次代を担うミドルリーダー」研修講座＜継続-後期＞			40	20				60	12月12日（水）	12月17日（月）
	2月8日（金）	セ117	公立小・中学校新任研究主任研修講座＜継続-後期＞	目的を明確にした参画型研修による校内研修の活性化		45	30				75		

4期	11月8日（木）	セ203	いじめの予防と対応研修講座（1日コース）	いじめを生まない学級・学校づくりをめざして	4	4	4	4	4	16	9/14	9/21
----	----------	------	----------------------	-----------------------	---	---	---	---	---	----	------	------

△	11月12日（月）	★	学校経営セミナー		○	○	○	○	○	○	200	別途通知
---	-----------	---	----------	--	---	---	---	---	---	---	-----	------

- 1 ■ の帯は希望研修、■ の帯は該当者が受講する研修、■ の帯は希望及び該当者が受講する研修です。
- 2 「該当者が受講する研修講座」については、事前の確認をお願いします。
- 3 受講を希望する方は、申込み締切日に注意して所属長に申し出てください。
- 4 講座番号は、全校種を通した番号です。
- 5 旅費は県教育センターで負担します(県立学校は別途令達)ので、旅費システムにより処理してください。なお、市立高校、国・私立学校（幼稚園を含む）は、すべてその学校負担となります。
- 6 研修内容や受講手続き等については、県教育センターWebページを参照してください。
- 7 申込期日について

【義務】：各学校から市町教育委員会へ申し込む締切日

【県立】：各学校から県教育センターへ申し込む締切日



長研連教育フォーラム・センター研究発表会

平成30年度の長崎県内教育研究所連盟教育フォーラムは、1月に長崎市民会館文化ホールで開催します。また、長崎県教育センター研究発表会は、2月に長崎県教育センターで開催します。

<長崎県内教育研究所連盟「教育フォーラム」>

【日 時】平成31年1月18日（金）9：00～16：00 【会場】長崎市民会館 文化ホール

【内 容】○長崎県教育センター

「発達障害等のある子どもへの適切な支援体制の構築

～すべての子どもを見守り、支援の必要な子どもを支えるシステム作り～」

○長崎市教育研究所

「道徳科の授業づくり～考える道徳、議論する道徳の授業を通して～」

○佐世保市教育センター

「コミュニケーション能力をはぐくむ外国語教育の推進～発問や指導法の工夫を通して～」

【講 演】

「『特別の教科 道徳』の完全実施に向けて～『道徳科』をよりよいものにするために～」

福岡大学 人文学部 准教授 山岸 賢一郎 先生

〈山岸先生 プロフィール〉

教育学博士 九州大学人間環境学府教育システム専攻

福岡女子短期大学講師、長崎大学教育学部准教授を経て、平成30年度から現職。専門分野は、教育学、特に教育哲学、道徳教育論。大学では、道徳教育論や教育原理等の講義を担当、教育活動にも意欲的に取り組んでいる。「(ふり)の教育哲学」など、教育哲学や道徳教育に関する論文・学会発表も多数。



教員の学びの地図

長崎県教育センター総務企画部長 山口 博徳

教員は高度専門職である。

その高度専門職として身に付ける資質を示したものとして、昨年度、本県でも「教員等の資質の向上に関する指標」が策定された。

この指標は、教員等が自らの資質向上を図る際の目安であり、更に高度な段階を目指すため手がかりとなるものである。

県教育センターでは、全研修講座において、指標を踏まえた研修を実施している。指標のステージが経験年数毎に分けられていることから、特に経年研修では、対応のステージに沿ったものとなるよう内容を吟味し、効果的・効率的な研修を期している。

しかし、指標最大の眼目は「教員は学校で育つ」を後押しすることである。

まずは、教員が指標をもとに定期的に自己評価し、自身の状況を把握する。その上で、未来のあるべき教師としての自己像を描き、課題の改善や高度な段階を目指す取組（授業をはじめとした日常業務の充実、校内研修、自主研修、校外研修の参加）につなげてほしい。

管理職員は、日常業務の指導や目標管理の面談などに活用してほしい。また、ステージの異なる職員を意図的に同じ分掌に配置するなど、技術や理念の伝承を促すことも考えられる。

ただし、十分留意しなければならないのは、指標は「画一的な教員像を求めるものではない」「人事評価と趣旨・目的が異なるものである」ということである。指標は、全ての教員に求められる資質能力を確保し、各自の長所や個性の伸長を図るものだからである。

学び続ける子供を育成するためには、教員も学び続けなければならない。

学習指導要領が「未来社会の創り手を育成する学びの地図」ならば、指標は「創り手の創り手を育成する学びの地図」である。



長崎県教職員等としての
資質向上に関する指標

→ http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/?page_id=55